介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

「第6章 雑則(第54条) 目次中「附則」を に改める。 附則 」

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法 (以下「法」という。)第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第2号中「介護保険法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第7項各号及び同条第8項第1号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。この場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」 という。)が参加するときにあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の 同意を得なければならない。)」を加える。 第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活 を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔 衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する 介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に 備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に よる掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するととも

に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第43条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけれ ばならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か つ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点 から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条まで」を「第19条の3まで」に改め、「第27条まで」の次に「、第29 条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条第1項(第53条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾 その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面 で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認 識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第3項から第5項まで、第7項及び第11項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、 改正後の第2条第4項、第39条の2(第53条において準用する場合を含む。)及び第 43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは 「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の第28条及び第50条の規定の適用について は、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関 する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは 「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(栄養管理に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第19条の2 (第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第19条の3 (第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条第3項及び第51条第4項の 規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう 努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条の2(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条第2項第3号(第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

8 施行日から起算して6月を経過するまでの間、改正後の第39条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第4号に掲げる措置を講ずるとともに、次の第5号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。